

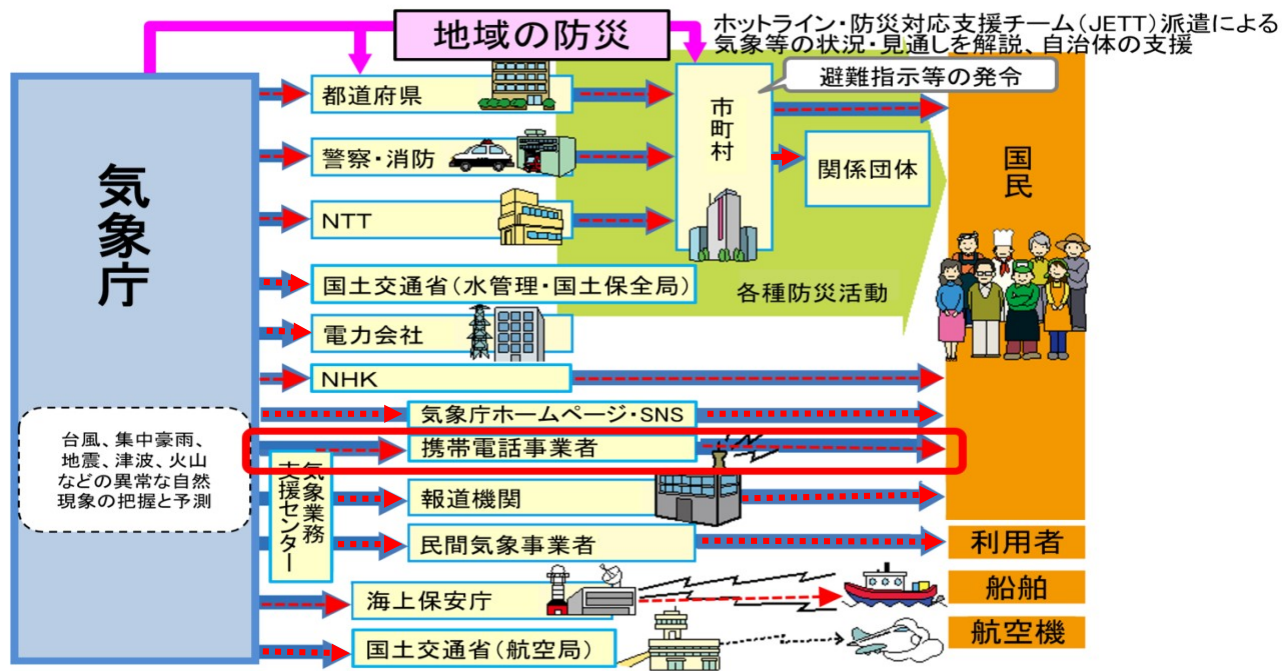
# 総 括 調 査 票

調査事案名	(28) 防災情報提供のあり方			調査対象 予算額	令和2年度：2,381百万円 (参考 令和3年度：685百万円)		
府省名	国土交通省	会計	一般会計	項	観測予報等業務費	調査主体	共同
組織	気象庁			目	観測予報庁費ほか	取りまとめ財務局	(東北財務局)

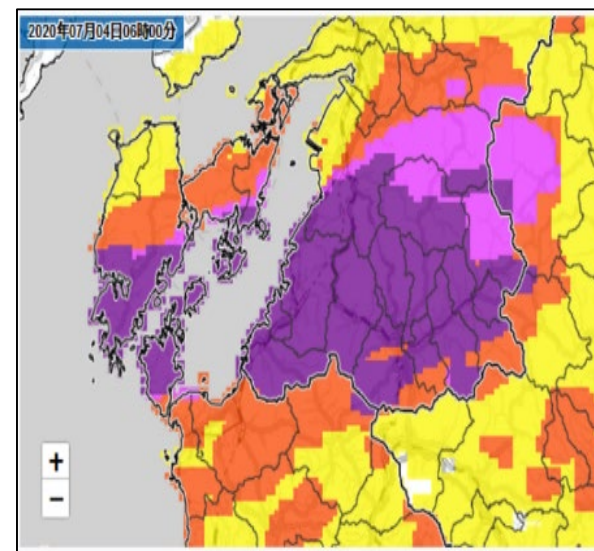
## ①調査事案の概要

### 【事案の概要】

- 気象庁は、気象観測データを国内外から収集し、解析・予測を行い、大雨警報などの防災気象情報を、防災関係機関にオンラインで迅速に伝達すると同時に、テレビ、ラジオ等の報道機関や気象庁ホームページなどを通じて広く国民に周知している。また、自治体は、地域の实情に応じて、防災気象情報をもとに必要な避難情報を防災行政無線や広報車の巡回などにより住民に周知している。
- 防災気象情報のうち特別警報は、重大な災害の起こるおそれが著しく高まっている場合に発表されるもので、平成25年8月から運用を開始している。その後、気象庁は、より多くの方々の迅速な避難行動に繋げることを目的として、気象等に関する特別警報（大雨特別警報等）の緊急速報メールによる配信を平成27年11月から実施している。  
※ 特別警報が発表された場合、「気象業務法」により、市町村は住民等への周知が義務付けられている。
- また、国民が自ら避難行動をとる際の判断や自治体において避難が必要な地域の絞り込みに参考となる防災気象情報として、土砂災害などの危険度の高まりを、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す危険度分布（キキクル）を平成29年7月から気象庁ホームページ等で提供している。



大雨警報（土砂災害）の危険度分布（キキクル）の情報提供画面の例（出典：気象庁ホームページ）



※ **--->** は特別警報の伝達の流れ、赤枠部分が「気象等に関する特別警報の緊急速報メール」の配信ルート  
(気象庁提供資料をもとに作成)

# 総 括 調 査 票

調査事案名 (28) 防災情報提供のあり方

## ②調査の視点

### 1. 防災情報提供のあり方について

近年、激甚化・頻発化する自然災害から国民の命を守るためには、避難行動をとる際の判断に参考となる防災情報を提供し、国民の自主的な避難を促すことが重要である。

国民は、自主的な避難の判断に繋がるための防災情報をどのような手段で入手しているのか。また、自治体はどのような手段を用いて避難情報を提供しているのかなどを調査し、その上で、気象庁が発表している防災気象情報の提供手段について改善の余地がないか。

【調査対象年度】

令和2年度

【調査対象先数】

アンケート先数：3,598件

(財務局等を通じ、国民の防災情報の入手手段等について、アンケートを実施)

気象庁：1先

### 2. 自治体の防災力強化について

気象庁は、自治体の防災力強化を図るため、気象防災アドバイザー（自治体の防災の現場で即戦力となる気象防災の専門家）の活用を促しているが、自治体において活用されているか。

【調査対象年度】

令和2年度

【調査対象先数】

気象庁：1先

## ③調査結果及びその分析

### 1. 防災情報提供のあり方について

・ 国民の防災情報の入手先は、テレビが最も多く、全回答者数の約8割を占めていた。また、緊急速報メール、ホームページのほか、アプリやSNSなど多様な手段により情報を入手していることが確認できた。【表1】

・ 自治体による避難情報の提供手段は、Lアラート（災害情報共有システム）（※）が最も多く、約9割の自治体において活用していた。また、ホームページ、防災行政無線、緊急速報メール、広報車、登録型防災メールなど自治体は多様な手段を用いて住民に避難情報を提供していることが確認できた。【表2】

※ Lアラート（災害情報共有システム）は、災害発生時に自治体が、放送局・アプリ事業者等の多様なメディアを通じて地域住民等に対して必要な情報を伝達する共通基盤。避難情報や避難所開設情報のほか、気象庁が発する防災気象情報等を主に配信しているもので、平成31年4月には全都道府県において運用を開始している。

・ 近年の避難に関する動きとして、平成31年3月には「避難勧告等に関するガイドライン」（内閣府公表。現在は「避難情報に関するガイドライン」に名称変更）により、災害発生のおそれの高まりに応じて、住民がとるべき行動を5段階に整理した「警戒レベル」が導入され、警戒レベル4までに避難することが必要とされた。警戒レベルの導入にあわせ、防災気象情報についても、各警戒レベルとの対応が整理され、大雨特別警報は警戒レベル5相当と位置付けられていることから、大雨特別警報が発表される前に避難を促すことが重要である。【図1】

また、「災害対策基本法」が令和3年5月に改正され、高齢者や障害者等の避難行動要支援者の円滑かつ迅速な避難を図る観点から、自治体による個別避難計画の作成が努力義務化されるなど、避難情報が届きにくい方々の避難のための環境整備も進んでいる。

【図1】警戒レベルの分類（出典：気象庁提供資料）

【表1】国民の防災情報の入手手段（財務局等を通じたアンケート調査をもとに作成）

回答者数：3,598（複数回答可）

入手先	回答数	回答者数に対する割合
テレビ	2,920	81.2%
緊急速報メール※	2,334	64.9%
民間事業者HP等	1,256	34.9%
公的機関HP等	1,183	32.9%
職場・学校	1,105	30.7%
家族・友人・知人	1,011	28.1%
ラジオ	931	25.9%
民間気象事業者のHP等	732	20.3%
NHKアプリ	548	15.2%
Twitter、Facebook、LINEなどのSNS	482	13.4%
災害無線	441	12.3%
その他	63	1.8%

※緊急速報メールには自治体の速報メールを含む

【表2】自治体の避難情報の提供手段（令和元年台風第19号等による災害からの避難に関するワーキンググループ提出資料をもとに作成）

回答自治体数：1,590（複数回答可）

避難情報の提供手段	回答数	回答自治体数に対する割合
Lアラート(テレビ、ラジオ)	1,439	90.5%
市町村のホームページ	1,395	87.7%
防災行政無線	1,358	85.4%
緊急速報メール	1,352	85.0%
広報車	1,141	71.8%
登録型防災メール	1,105	69.5%
防災行政無線の戸別受信機	1,046	65.8%
Twitter、Facebook、LINEなどのSNS	826	51.9%
戸別訪問	347	21.8%
コミュニティFM	342	21.5%
IP告知システム(IP通信網を用いた個別端末)	172	10.8%
一斉電話サービス	82	5.2%
河川敷利用者へのチラシ配布	4	0.3%



# 総 括 調 査 票

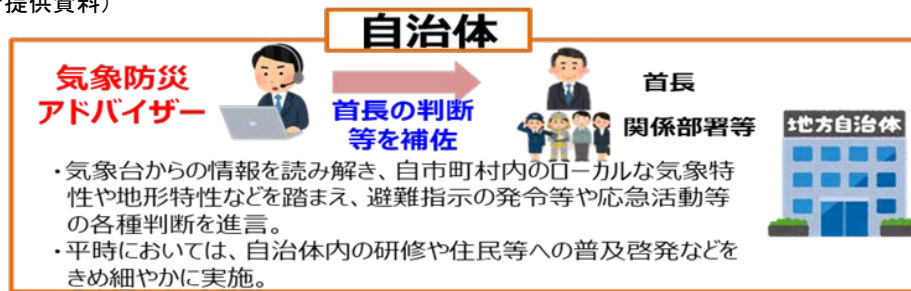
調査事案名 (28) 防災情報提供のあり方

## ③調査結果及びその分析

### 2. 自治体の防災力強化について

- ・ 気象庁は、災害の発生が予想される段階等において、自治体の避難情報発令の判断や気象情報の分析を支援しているが、一方で、地域特有の気象災害を把握し、住民に対してきめ細やかな防災対応を行うためには、自治体においても、地域に根差した気象防災の専門家を活用した防災対策が重要である。
- ・ このため、気象庁では、平成29年度から気象の専門家として防災気象情報の読み解きやそれに基づく避難指示発令等の助言等を実施する「気象防災アドバイザー」を委嘱し、自治体に対し当該アドバイザーの活用を促進することにより、自治体の防災力の強化に努めている。
- ・ 気象庁が自治体に向けて行ったアンケートでは、気象防災アドバイザーについて、「平時に活用したい」、「大雨等の防災対応時に活用したい」と回答した自治体はそれぞれ520自治体、880自治体あり、気象防災アドバイザーの活用ニーズが高いことが分かった。【表3】
- ・ 一方、気象防災アドバイザーは令和3年4月までに84名が委嘱されているが、実際に気象防災アドバイザーを活用している自治体は10自治体（令和3年7月時点）にとどまっており、十分に活用されているとは言い難い状況である。

【参考】気象防災アドバイザー  
（出典：気象庁提供資料）



【表3】気象防災アドバイザーについてのアンケート結果（令和2年11月～12月気象庁実施 回答自治体数：1,527）

・ 実際に気象防災アドバイザーを活用したいと思うか。（複数回答可）

回答内容	回答数	回答自治体数に対する割合
平時に活用したい	520	34.1%
大雨等の防災対応時に活用したい	880	57.6%
活用したいが困難	301	19.7%
活用したいと思わない	139	9.1%

・ 防災対応時、気象防災アドバイザーにどのような支援を期待するか。（複数回答可）

回答内容	回答数	回答自治体数に対する割合
地域における今後の気象状況の見通し等を詳細に解説	1,265	82.8%
防災主要地点の時系列量的予想の解説	858	56.2%
気象情報に限らず、水位等の状況や予想の解説	862	56.5%
防災担当者へのレクチャーの実施	640	41.9%
首長等幹部への状況説明	718	47.0%
その他	38	2.5%

## ④今後の改善点・検討の方向性

### 1. 防災情報提供のあり方について

- ・ 気象等に関する特別警報の緊急速報メールを開始した平成27年11月以降、Lアラートの全国運用や危険度分布（キキクル）の提供など、国民の避難行動に繋がるための防災情報の種類や提供手段は多様化してきている。
- ・ 警戒レベルを踏まえると、大雨特別警報が発表される前に避難行動をとる際の判断に参考となる情報を適時適切に提供することが重要である。  
気象庁が実施している大雨特別警報の緊急速報メールは、配信のタイミングも含め国民の避難のために効果的な提供手段なのか。
- ・ 気象等に関する特別警報の緊急速報メールは配信開始から6年目となり、今後、システムの更新が必要となるが、気象庁は、警戒レベルの導入や防災情報の提供手段の多様化等を踏まえ、緊急速報メールのあり方について検討するとともに、国民の自主的な避難行動をより一層促すため、危険度分布（キキクル）の精度の向上や認知度の向上に努めるべきである。

### 2. 自治体の防災力強化について

- ・ 近年、激甚化・頻発化する自然災害に対応するためには、自治体における防災力の強化が重要である。
- ・ 現在、気象防災アドバイザーを活用している自治体は10自治体で、十分に活用されているとは言い難い。このため、気象庁は、活用自治体における具体的な活用事例の横展開や気象防災アドバイザーの育成など、気象防災アドバイザーの活用が促進される取組を進め、自治体における防災力の強化に繋げるべきである。